

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸島市長 月形 祐二

市町村名 (市町村コード)	糸島市 (402303)	
地域名	桜井地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月17日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

桜井地区は、圃場整備された水田では、農事組合法人を中心に水稻・大豆、裏作として麦を主に栽培し、園芸型農家によるブロッコリー・キャベツ・ネギ等の露地栽培とイチゴ・トマト・アスパラ等の施設園芸も行われている。 畑地では園芸型担い手農家が主にブロッコリー・キャベツ・大根等の栽培と施設園芸としてハーブ・軟弱野菜等の栽培が行われている。また、山間地域では柑橘類の栽培も行われている。 水田においては、農事組合法人への集積・集約が進んでいるが、山間地の畑・樹園地については、農業者の高齢化による荒廃化が懸念され、新規就農者の掘り起こし、多様な担い手の確保・育成、隣接する福岡市を含め他地区の耕作者との連携等が必要である。 【地域の基礎的データ】 農業者: 137人、うち団体経営体: 6経営体 主な作物: 水稻、麦、ブロッコリー、ハーブ・春菊・ほうれん草、イチゴ、キャベツ、かつお菜、大根、花卉、柑橘他
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は、圃場整備された水田では、水稻栽培を中心に、裏作として麦・飼料作物を主に栽培、園芸型農家によるブロッコリー・キャベツ・ネギ等の露地栽培と施設園芸によるハーブ・花卉・イチゴ・トマト・ニラ・アスパラ等の栽培による農地の有効活用を図る。 山間地の畑・樹園地については、農業者の高齢化による荒廃化が懸念され、新規就農者を含め多様な担い手の確保・育成を図り、施設園芸については事業継承を含め地域計画の見直しを行いながら、農地利用の体制を構築していく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	168.43 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としながら、それ以外の農地は農業を担う者による農地利用を行い、農地バンクへの貸付けを進める。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
土地利用型の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、中間管理機構を通じた貸借を基本に農地利用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備されたエリアは担い手への集積・集約を進めながら農地利用を進める。 基盤整備事業以外のエリアにおいては、地元負担を考慮しつつ、農地や水路等付帯設備の補修や改修を適宜検討し、営農の省力化を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外からの多様な経営体を受け入れるための体制を必要に応じて整えていく。市、県、JA等関係機関で連携し相談から定着まで、新規就農希望者の支援を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農事組合法人(桜花の郷)の農作業受委託を活用し、農地の荒廃を防ぐ。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山裾を中心にイノシシによる鳥獣害をワイヤーメッシュや電気牧柵の貸与等の拡充の検討に加え、より一層の頭数抑制策を検討していく必要がある。イノシシは、農地以外にため池や水路の法面を損壊するため、農地以外の農業施設への獣害防止策を検討していく。

⑦山間部の畑地等については、今後維持が難しくなることが見込まれる。このため、地域でルールを定めながら多様な担い手を受け入れる等の取り組みを検討していく。また、耕作を続けていくことが難しい農地については、荒廃しないように、復山化等も含め他の農地等に悪影響を与えないよう、その在り方を検討していく。

